



# Global Tax Update

英国

税理士法人トーマツ

2015年4月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 2015年度英国予算案

### (1) 概要

2015年3月18日、オズボーン財務大臣より2015年度予算案が発表された。低いインフレ率、高い雇用率および強い成長予想等、回復傾向にある国内経済の状況を述べるとともに、遅れている財政赤字の削減を今後の最優先課題として掲げた。

5月7日に総選挙を控える中、本予算案は財政赤字の削減の点で重要な意味を有することが強調されたが、その一方で、個人所得税の負担軽減は有権者の目を意識していることが伺える。

以下では、英国で事業活動を行う日系企業に関連する論点を概括する。詳細については、以下の弊社ウェブサイトを参照されたい。

[www.ukbudget.com](http://www.ukbudget.com)

### (2) 法人税

#### 1) 利益移転税(Diverted Profit Tax(DPT))

2014年12月に公表された本制度の法律案は修正され、2015年4月1日に発効した。納税者による税務当局への事前通知の対象範囲が縮小されることが予想され、さらに、二重課税排除の方法、事実関係の変更に伴う事後的対応、石油・ガス税制に対する適用除外規定が明確化されることが見込まれる。

修正後の法律案は2015年3月24日に公表され、その後すぐに関連するガイダンスが公表された。法律は、UK GAAP、US GAAP、IFRS等の会計基準との関連から、2015年3月31日までに成立した。したがって、未払税金の計算においては、本制度を考慮する必要がある。

#### 2) OECD Base Erosion and Profits Shifting (BEPS)

国別報告書(Country-by-country reporting)に関連する規定がFinance Act 2015に織り込まれることが確認された。これまでの議論のとおり、適用開始日は2016年1月1日からとなる。2017年1月1日から適用されることが予定されているハイブリッド ミスマッチへの対応策については、新たなアップデートはなかった。

#### 3) 法人税率

2015年4月1日より、法人税率が21%から20%に引き下げられた。本改正は既に成立していることから、会計上の影響は既に考慮されている。

#### 4) キャピタルアローワンス: 特別即時償却制度 (Annual Investment Allowance)

現在の特別即時償却制度の上限の500,000ユーロは、2015年12月31日までの時限措置であったため、2016年1月1日からは元の25,000ユーロ

口に戻ることが予定されていた。今回の予算案演説では2016年1月1日からの具体的な施策は言及されなかったが、上限額は25,000ユーロから引き上げられる点を確認された。詳細は、本年の秋の財政演説で明らかになる予定である。

#### 5) 業種別論点

英国への投資の呼び込みを目的とした業種別の改正は以下のとおりである。

- 石油・ガス:石油所得税(Petroleum Revenue Tax)の税率が50%から35%に、追加課税(Supplementary Charge)が30%から20%に低下する。既存の制度と新たに導入される制度の組み合わせにより、さらなる産業の活性化が期待される
- クリエイティブセクター:ハイエンドテレビや映画に関する優遇税制の適用が拡大されることになる。また、オーケストラの製作や子供向けテレビ番組に関する新たな優遇税制が導入される
- 一方で、銀行業に対しては、顧客へ支払う補償金の損金算入が制限される規定が導入される。また、銀行税の税率は、短期負債については0.156%から0.21%に、課税資本および長期負債については0.078%から0.105%に引き上げられる

これらの改正は、2014年秋の財政演説で発表された、銀行業の繰越欠損金控除が年間所得の50%に制限される措置に続くものとなる。

#### (3) 租税回避防止規定

租税回避やアグレッシブなタックスプランニングを重点的に取り締まることにより、2017年/2018年までに50億ユーロの税収増を予想している旨の発表があった。2014年秋の財政演説で公表された様々な措置に続き、本予算案演説では以下の追加的措置が発表された。

- オフショア租税回避への対策、海外税務当局との自動情報交換の手続、これによる一定の金融機関が口座保有者の情報を英国当局に提出することを要求する措置
- 租税回避スキームのディスクロージャー制度の強化
- 租税回避スキームを繰り返し利用する納税者

に対する特別措置

- 税額に応じたペナルティの強化による、一般租税回避防止規定(the General Anti-Abuse Rule (GAAR))の強化

さらに、法人税の観点から、以下の点の言及がされた。

- 欠損金のリフレッシュ規制:使用制限が課される、事業損失、マネジメント費用、営業外金融損失の「繰越損失」を、使用の制限が緩和される「当期損失」にリフレッシュする意図的なスキームを防止するための規定が、2015年Finance Billに導入される

一定の要件を充足する場合、当期損失の使用が制限される。

本規定は、2015年3月18日から適用される。

- 機械設備に係るキャピタルアローワンス:投資の実体に合ったキャピタルアローワンスの適用を実現するための措置が導入される。本措置が対象としているのは、国外を含む関連者取引、セールスアンドリースバック、買戻条件付譲渡、金融取引類似リースバック等である

本規定は、2015年2月26日から適用される。

#### (4) コンプライアンス

コンプライアンスの改善のため、以下の内容が発表された。

- 個人所得税申告書のデジタル化が行われる。詳細は、本年の後半に明らかになる予定である
- 税務調査の管理に関するコンサルテーションプロセスへの回答を検討中である。秋の財政演説では、税務調査において、一定の項目についてのみ調査を終了し、残りの論点について調査を継続するプロセスを可能にする措置が発表された

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu)

## 本件に関するお問い合わせ

### Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 [ykonii@deloitte.co.uk](mailto:ykonii@deloitte.co.uk)

ディレクター 日高 大雅 [hhidaka@deloitte.co.uk](mailto:hhidaka@deloitte.co.uk)

## ニュースレター発行元

### 税理士法人トーマツ

#### 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

TEL: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家からのアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。